

設立領事館
不准中國印是也

近代中国の 在外領事と アジア

Harutoshi Aoyama

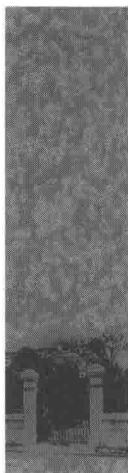
青山治世……【著】



設立領事館は獨不唯中國に於て

近代中国の 在外領事と アジア

Hanishi Ayumu
青山治世…… 著



常州大学图书馆
藏书章

名古屋大学出版会

《著者略歴》

あおやま はるとし

青山 治世

1976年 岐阜県大垣市に生まれる

2004年 愛知学院大学大学院文学研究科博士課程後期満期退学

2008年 博士（文学）取得（愛知学院大学）

日本学術振興会特別研究員（PD）を経て

現在 亜細亜大学国際関係学部講師

著書 『出使日記の時代——清末の中国と外交』（共著，名古屋大学出版会，2014年）

近代中国の在外領事とアジア

2014年9月30日 初版第1刷発行

定価はカバーに
表示しています

著者 青山 治世

発行者 石井 三記

発行所 財団法人 名古屋大学出版会

〒464-0814 名古屋市千種区不老町1名古屋大学構内

電話(052)781-5027/FAX(052)781-0697

© Harutoshi AOYAMA, 2014

Printed in Japan

印刷・製本 倅太洋社

ISBN978-4-8158-0784-9

乱丁・落丁はお取替えいたします。

〔R〕〈日本複写権センター委託出版物〉

本書の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、必ず事前に日本複写権センター（03-3401-2382）の許諾を受けてください。

凡 例

一、引用文中の「……」は省略部分を指す。特に断らない限り、「」内は引用者による注記を、「」内は原語を指す。
二、漢字は一部を除き、史料引用も含めて新字に改めた。日本語史料の引用にあたっては、歴史的仮名遣いはそのまま引用したが、変体仮名は現行の仮名に改めた。漢文史料の読み下しや日本語史料の引用にあたっては、適宜句読点を付した。

三、年号・日付は、本文では原則としてすべて西暦を用い、必要な場合のみ中国暦を使用し（ ）内に西暦を併記した。漢籍史料の書誌については、原則として中国暦を用い、適宜西暦を併記した。

四、清末時期の中国の政権・国名については、本文においては「清」あるいは「清朝」を用いた。引用文では、原語を尊重し、国名として「中国」を使用しているものはそのまま表記した。清末の在外公使の名称については、清朝官制における正式名称は「出使欽差大臣」であり、たとえば駐英公使は「出使英国大臣」と呼称されたが、本文では一律に「駐英公使」などと表記した。

五、本文ならびに註や図表などに挙げる文献名は略称とし、詳しい書誌情報については巻末の文献目録に一括して掲載した。

近代中国の在外領事とアジア

目次

序 章 領事制度と近代中国 I

はじめに I

一 領事制度とその中国への伝播 3

二 華人保護と領事裁判 II

三 南洋・南洋華人と清朝 20

おわりに——本書の目的と構成 24

第1部 華人保護論の展開と在外領事拡大論議

第1章 在外領事像の模索 30

——領事派遣開始前後の設置論

はじめに 30

一 在外領事の派遣開始と領事論の変化 32

二 在シンガポール領事左秉隆の提言——領事官による領事増設論 39

おわりに 43

第2章 南洋華人調査の背景と西洋諸国との摩擦 46

はじめに 46

一 調査実施の背景 48

二 西洋諸国との調査受け入れ交渉 59

おわりに 70

第3章 南洋華人調査の実施 73

——華人保護と領事設置の予備調査

はじめに 73

一 調査委員の概要 75

二 第一次調査（一八八六～八七年） 86

三 第二次調査（一八八七～八八年） 98

おわりに 104

第4章 清朝政府の領事拡大論議 107

——在外領事と華人保護の有益性をめぐって

はじめに 107

一 張之洞の領事増設計画 109

二 総理衙門の反対上奏（一八八八年） 115

第5章 駐英公使薛福成の領事設置活動とその挫折

——総理衙門との論争を中心に

- 三 張蔭桓の動向と南北洋大臣・在外公使の反応 120
- 四 薛福成の領事増設論（一八九〇年） 136
- おわりに 148

はじめに 152

一 イギリス政府の「同意」と総理衙門への建議 154

二 総理衙門との電報問答 162

三 総理衙門内の「妨害者」と領事設置活動の継続 172

おわりに 177

152

第II部 中国の在外領事裁判と東アジア

第6章 双務的領事裁判権をめぐる日清交渉

はじめに 184

一 日清修好条規以前の在日華人に対する処置 185

二 双務的領事裁判規定の成立——日清修好条規締結交渉（一八七〇～七一年） 189

三 双務的領事裁判規定のゆくえ——改定交渉（一八七二～八〇年代） 197

184

第7章

清朝の在朝鮮領事裁判規定の成立と変容

おわりに

205

——〈宗属・片務〉関係から〈対等・双務〉関係への転換

はじめに

208

一 商民水陸貿易章程（一八八二年）における片務的裁判権規定の成立

209

二 清韓通商条約（一八九九年）における双務的領事裁判規定の成立

223

おわりに

231

第8章

日本・朝鮮における清朝領事裁判の実態と変容

はじめに

233

一 日本における領事裁判と観審

235

二 朝鮮・韓国における清朝機関による華人管理と裁判

244

むすびにかえて——中国法制史との関連で

247

第9章

在ベトナム領事の設置をめぐる対仏交渉

——清朝による領事裁判権要求と「属邦」論

はじめに

250

一 ベトナムにおける領事設置権の設定——天津条約（一八八五年）

253

250

233

208

- 二 清朝による領事裁判権要求と「属邦」論——コゴルダン条約（一八八六年） 258
- 三 在外領事拡大か、内地開放阻止か——一八八七年交換公文からの半世紀 278
- おわりに 288

第10章 近代日中の「交錯」と「分岐」の軌跡

——領事裁判権をめぐって

はじめに 292

- 一 「分岐」の時（一八七一年）——日本の「条約改正」への始動と日清修好条規の成立 294
- 二 交わらぬ道（一八八六～八八年）——日清修好条規の改定交渉と日清の領事裁判観 301
- 三 双務的領事裁判権の再要求——日清通商航海条約締結交渉（一八九五～九六年） 305
- おわりに 313

終章 近代アジア国際関係史への新たな視座

——華人保護と領事裁判権から見た「近代」的変容

はじめに 315

- 一 清末の領事拡大論議と不平等条約体制 319
- 二 清朝領事とその設置過程の特質 323
- 三 東アジアの国家間関係の指標としての領事裁判権 328
- おわりに——まとめと展望 331

註	あとがき	337
文献一覧	卷末	421
図表一覧	卷末	22
索引	卷末	1

序 章 領事制度と近代中国

はじめに

一九世紀中葉以降、東アジア世界は、政治・軍事・経済などのあらゆる方面において西洋諸国の進出を受けるようになった。それは東アジアの「近代西洋世界への包摂」として表現される。政治・軍事的には、まず中国においては、アヘン戦争（一八四〇～四二年）・アロー戦争（第二次アヘン戦争、一八五六～六〇年）を経て、西洋の存在を無視しては清朝が政権を維持することはおろか、中国の独立を保持することさえ困難になりつつあった。日本においては、黒船や隣国中国におけるアヘン戦争などに象徴される有形・無形の「外圧」を契機に、明治維新と呼ばれる統治体制の変革を招いた。経済的には、蒸気船の増加、スエズ運河の開通（一八六九年）、世界的規模での電信ネットワークの形成、植民地銀行の進出などに象徴される西洋における「交通・通信革命」により、東南アジアも含めた東アジア貿易のインフラストラクチャーは、時間的にも空間的にも大きく変化し、また、西洋諸国との条約締結によって開かれた各港市間を結ぶいわゆる「開港場ネットワーク」が形成されたことにより、東アジア諸国の各国内市場は国際市場と連結し、国外勢力の動向が国内の社会情勢にも強い影響を及ぼすようになった。

こうした変動期にあった一九世紀において中国を統治していたのは、満洲人による征服王朝でありながら伝統的な中華王朝の正統な継承者をも自任していた清朝であった。一九世紀中期から後半にかけて、清朝は、もはやその存在を無視し得なくなっていた西洋諸国との関係を、伝統的な中華世界における支配観や領域観を維持したまま構築しようとする一方、台湾・新疆などにおける辺疆統治を再編し、朝鮮への属国支配を強化するといった「近代」的再編（領域的再編）を行うことによって、中華帝国の動揺を収めようとした。⁽³⁾

その一方、近代国際法（万国公法）や外務省・公使・領事などの外政機構を含めた近代西洋の外交システムも、曲折を経ながら徐々に導入が図られていった。こうした中国の対外関係の変化は、近代西洋の国際体系への包摂過程としての「近代化」あるいは「西洋化」の側面が強調される一方、一九八〇年代以降になると、そうした制度的な変化を、中国の論理や文脈に即して理解しようとする研究が現れる。⁽⁴⁾ 一九世紀半ばから後半にかけて見られたこうした過渡的な状況は、「朝貢と条約の並存」として表現されることもある。⁽⁵⁾

「近代化」「西洋化」と中国の「文脈」のいずれに重点を置いたとしても、一九世紀前半から二〇世紀前半の百年余りの間に、中国の対外関係のあり方が劇的に変容したこと自体を否定することはできない。こうした変容の過程において対外関係の直接的な担い手として設置されていたのが、総理各国事務衙門（以下、総理衙門と略称）をはじめとする清朝の外政機関であった。近代西洋の外政機構は、主に本国の外務省と在外公館（公使館・領事館）に大別されるが、アロー戦争の終結後、清朝も約一五年をかけてそれらに相当する機構を整えていく。本書は、そのうち在外領事の設置とその運用に注目するものである。清末の在外領事については、総理衙門や在外公使の設置過程に対する研究に比して、その設置過程を清朝の対外関係の変容の中から解明しようとする研究はこれまでほとんど見られなかった。しかし、在外華人の保護や通商・貿易など、対外関係においてヒトやモノと直接関わる業務を担う在外領事の問題は、近代中国が抱えていた様々な矛盾や混乱がストレートに現れやすく、「近代」に際会し

た中国の過渡的な諸現象をさぐる恰好の研究対象でもある。

一 領事制度とその中国への伝播

近代中国の在外領事を扱うに当たり、領事制度の沿革についてまず簡単に触れておきたい。⁽⁶⁾ 現在の領事制度に直接つながるものは十字軍時代に遡り、ベネチアなどのイタリアの商業都市は、宗教・風俗・習慣・法律などを異にする中近東の地中海沿岸において通商・交易を行う際に発生する種々の交渉事や紛争を解決するため、その居留地に商人たちの互選による「領事」を設置した。「領事」は、居留地において行政官・裁判官・商館長といった広範な権限と高い地位を有する存在であり、時には政治的に重要な問題について任国政府と交渉する権限も有していた。イタリア諸都市の「領事」制度は、その後フランスやスペインの諸都市（マルセイユ・バルセロナ）、そしてハンザ同盟の諸都市といった他のヨーロッパ商業都市にも拡がっていった。

近代的な領事制度が確立したのは、一六〇一八世紀にかけてのことである。近代主権国家の成立に伴い、領事がそれまで有していた広範な権限は制限されていった。それは、常駐外交使節制度の発達と領土主権の確立に伴い、ヨーロッパ国家間において領事裁判権が否定されていったことによるものであった（領事裁判権の行使は、次第に領土主権の侵害と認識されるようになっていた）。こうして一時的に領事存在意義や地位は低下したが、産業革命以降の国際貿易の伸長により、再び領事の重要性が増すことになる。特に一九世紀後半は、「交通・通信革命」とアジア諸国の「開国」によってアジア貿易が著しく伸長し、それに伴いアジアでは西洋諸国による領事の設置が急増した。

もともと領事という役職は、通商上における自国の利益保護を目的として設けられるものであり、政府を代表して外交交渉などを行う機関ではなかった。しかし、欧米諸国（後には日本も加わる）が、一九世紀半ばから二〇世紀前半にかけてアジア諸国に派遣した領事は、時に外交交渉に絡む政治的な役割をも担った。それには主に二つの要因がある。中国を例とすれば、まず、アロー戦争時に締結された天津条約（一八五八年）によって欧米諸国の公使が清朝に駐在するようになる以前においては、アヘン戦争後に派遣されていた清朝駐在の領事が、本国政府を代表して外交交渉を担ったからである。その後、公使が北京に常駐するようになってからも、欧米諸国の在華領事は、通商や一般的な邦人保護以外の役割を担い続けた。それは周知のごとく、当時、欧米諸国がアジア諸国において租界を設置し、領事裁判権を有していたことに起因するものであり、欧米諸国の領事は中国内において自国民（あるいは租界内の中国人）に対して「行政官」のごとく振る舞った。清朝の官員や民間人が最初に目の当たりにした「領事」は、当時欧米諸国間において相互に設置されていた「通常」の領事とは、当初から異質のものであったのである。こうした清朝側の領事像は、その後の清朝内の在外領事の派遣論議にも大きな影響を与えることになる。

これまでの歴史研究や歴史教育においては、中国をはじめとするアジア諸国が、西洋列強の軍事的圧力によって強要された「不平等条約」により、自国内における西洋側の領事裁判権を承認させられた結果、多大な被害と不利益を被ってきたことが強調され、日本の条約改正を先頭に、それが徐々に「解消」されていくという歴史が描かれてきた。近代アジア史の全景から見れば、そうした事実はいろんな否定できないし、それを無理に相対化する必要があるまい。ただ、東アジアの「近代」はそれほど単純なものではなかった。日本がそうであったように、西洋の諸制度を導入し、いわゆる富国強兵の道を進んだアジア国家が、今度はアジアの周辺国に対し、西洋諸国が有していたのと同様の「不平等条約」を「強要」するようになったからである。これは何も日本のみに見られた現象ではない。清朝も西洋の諸制度を導入する過程で、西洋諸国が自国や他のアジア諸国に課していた「不平等」な外交・通

商システムを、周辺の国々との間において可能な限り築こうとする志向性を持ち合わせていたのである。それは一八八〇年代から九〇年代前半の朝鮮との関係において部分的に実現していた。

そもそも清末の中国では、領事という役職はいかに理解されていたのか。これについては、すでに箱田恵子による論考がある。箱田のまとめに従えば、「清朝にとつて、領事とは、貿易を求めて来華してくる西洋諸国が、貿易を許可されたかわりに、自国商人の商業活動を監督するもので……自国民の保護者であると同時に、その活動を管理するべき存在でもあった。在華西洋領事の有する領事裁判権や軍艦停泊権も、その管理者としての性格に因るものとして説明された」という。つまり、「清朝の『領事観』には『保護者』としてだけでなく、『管理者』の性格が強く意識されていた」のである。

清朝における西洋の外交関係や近代国際法に対する知識の伝播に最も重要な役割を果たしたのは、一八六四年にマーティン (William A. Martin 漢名は丁健良) によつて翻訳刊行された『万国公法』であろう。⁽⁹⁾ 同書は中国のみならず、翌六五年には日本にも伝わつて好評を博し、中国からの送本が必要に迫いつかなかつたため、江戸の開成所で翻刻され、それが全国の藩校・郷校において教科書・参考書として広く読まれるなど、日本の西洋国際法知識の習得にも大きな役割を果たしたことは周知のとおりである。⁽¹⁰⁾

しかし、領事に関する記述だけ見れば、このマーティンの翻訳にかかる『万国公法』において、領事について直接言及がある箇所は、第三卷「論諸国平時往来之権」第一章「論通使之権」の第二二節「領事権利」のみである。⁽¹¹⁾ しかもその内容は、領事の地位について簡単な説明があるだけで、当時の清朝官僚が西洋諸国間における領事の方について十分に理解できるものではなく、清朝政府内において、在華西洋領事の地位や職掌が、そのまま清朝官僚の領事像となっていたのも無理からぬことであつた。

それが変化し始めるのは、一八七〇年代半ばに清朝政府が在外公使の派遣を決定して以降のことである。総理衙

門直屬の外国語学校であつた同文館は、在外公館の開設を前にして、西洋の國際法や外交に関する書籍・ガイドブックなどを翻訳・刊行し、在外公使とその隨員として派遣される官僚や国内の對外事務に関わる官僚たちに読ませていた。⁽¹⁾この時刊行された西洋外交に関するガイドブックの一つに、ドイツの國際法学者マルテンス (Martens) が著した *Le guide diplomatique : précis des droits et des fonctions des agents diplomatiques et consulaires* (初版は一八二二年、漢訳本の底本はドイツのライプチヒで一八六六年に刊行された仏文版)⁽²⁾を翻訳した『星輶指掌』(同文館、光緒二(一八七六)年)があり、同時期に翻訳・刊行されたその他の國際法關係の書籍に比べ、領事に関する記載が豊富であつた。⁽³⁾ここでは、そのうち領事の職責に関する部分(第三卷「論領事官」第二章「論領事官之責任」第二節「論領事官之職守」)を、漢語の原文の表現もわかるように書き下しで引用する。

領事の職守は、航海通商事務を稽查し、本国人民の安居樂業を保護し、代わりて約契・字拠を辨じ、代わりて地方官に向かい冤抑を伸訴し、本国人民の為に争訟等の事を調処するに係わる。(此れ専ら領事の西洋各国に駐劄せるを指して言うものなり。回回^{イスラーム}地方及び海外^{およ}の較^やや遠き諸国に駐劄せる領事に至りては、其の權較や大にして、並びに辦事大臣(公使)を兼任する者有り。是れ以て概して之を論ずる能わす。)

つまり、領事の職責は、航海通商に関する事務を処理するとともに、自国民の身体と職業を保護し、彼らに代わつて契約書や証文などの手続きを行い、また事件に巻き込まれた際には、彼らに代わつて現地の地方官に対してその無実を訴え、自国民のために訴訟などを調停することである、と説明されている。それに続いて割注がほどこされ(丸括弧内)、以上のような領事の職責は西洋諸国間における領事のそれを指して言つたものであり、イスラーム教の地域やアジアなど海外の遠方の諸国に駐在する領事は、その有する權限はやや大きく、在外公使を兼任する者さえあり、これを西洋諸国間の領事と同様に説明することはできない、と付記している。